

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する事項については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項

○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項

△:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
281101006	28年11月1日	28年12月19日	28年1月31日	自動化ゲート利用者への免税販売制度の周知強化	<p>【具体的内容】 入国時に自動化ゲートを利用する非居住者に対して、自動化ゲート付近でのポスター掲示、リーフレット配付等、「免税制度を利用する場合はパスポートに入国スタンプが必須である」ことを周知徹底する。</p> <p>【提案理由】 非居住者が自動化ゲートで入国する場合、パスポートに入国スタンプを押しきれない。一方で、免税手続きにおける非居住者の確認は、パスポートに押しされる入国スタンプの内容に基づいて判断することと規定されている。このため、免税制度の利用を予定しているのであれば、別途自ら入国スタンプの押印を申し出なければならない。</p> <p>利用者へのこの周知が十分でないために、免税店においてクレームやトラブルに繋がるケースがある。</p> <p>上記のような対応が実施されれば、免税制度の利用を予定している自動化ゲート利用者は、事前に入国スタンプが必要な旨を認知しやすくなり、お店でのクレームやトラブルの抑止はもとより、消費額の拡大にもつながる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	法務省 財務省 国土交通省	消費税法第8条第1項、消費税法施行令第18条第2項 外国為替及び外国貿易法第6条第1項第6号	対応	免税で購入するためには、免税店において購入者のパスポートに押印された出入国の証印等により、購入者が非居住者であることの確認を受ける必要があること及び自動化ゲートの利用者が、通常、証印が押されないが、自動化ゲート通過時に申し出ることにより証印を受けることができることについて、以下のサイト等に掲載し、自動化ゲートの利用者に対する一層の周知徹底を図っているところ。①法務省ホームページの自動化ゲート利用者案内ページ②日本政府観光局(JNTO)の外国人旅行者向け免税情報サイト ご提案を踏まえて、自動化ゲート付近での掲示、リーフレット配付等についても対応し、更なる周知を行ってまいります。		
281101016	28年11月1日	28年11月16日	28年11月30日	非常災害時(地震、台風等)における登記情報提供サービスの常時利用について	<p>【具体的内容】 非常災害時における電力等のインフラ復旧工事に際しては、迅速な対応が求められる。工事の実施には、工事に必要となる土地の所有者から事前了解の取付が必要であり、土地所有者の調査は登記情報提供サービスの利用が主な手段となる。</p> <p>上記サービスの利用期間は、一般財団法人民法事務協会の登記情報提供契約第8条に「平日は午前8時30分から午後9時まで、土曜日・日曜日・国民の祝日及び休日・年末年始(12月29日から1月3日まで)は休止」と定められており、この期間内は土地所有者調査が困難となり、迅速な復旧対応への支障となっている。</p> <p>非常災害時のインフラ復旧の円滑化に資するよう、国主導の見直しにより、少なくとも災害地域において常時利用が可能となるよう対策を講じるべきである。</p> <p>【提案理由】 (a)規制の現状 登記情報提供サービスの利用については、一般財団法人民法事務協会の登記情報提供契約第8条に「平日は午前8時30分から午後9時まで、土曜日・日曜日・国民の祝日及び休日・年末年始(12月29日から1月3日まで)は休止」と定められており、サービス休止期間中は土地所有者の特定が必要であっても調査が実質的に困難となっている。</p> <p>(b)要望理由 先般の熊本地震による電力復旧に向けた用地交渉を実施する際、上記時間帯に登記情報提供サービスを利用できず、土地所有者の特定に時間を要し、迅速な復旧工事実施の支障となるケースがあり、現状の改善が必要と考える。</p> <p>(c)要望が実現した場合の効果 土地所有者調査に必要な登記情報提供サービスの提供時間が見直されることにより、土地所有者の早期特定が可能となり、迅速な復旧対応に寄与する効果が期待できる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	法務省	電気通信回線による登記情報の提供に関する法律第3条の規定により指定を受けた指定法人が、同法第5条の規定により定める業務規程第2条において、委託を受け付ける時間は午前8時30分から午後9時までの間とし、休業日については(1)土曜日及び日曜日、(2)国民の祝日に関する法律に規定する休日及び(3)1月2日及び3日並びに12月29日から31日までの間とされており、登記情報提供契約に以下のとおり定められています。 (登記情報提供契約第8条第3項) 甲(※1)は、次の各号に掲げる日(登記情報提供業務を行う日としてあらかじめ甲の管理するホームページに掲載する日を除きます。)(以外の日の午前8時30分から午後9時までの間(当該時間によることができない場合)にあつては、あらかじめ甲の管理するホームページに掲載する時間)に甲に到達した乙(※2)の委託について、登記情報提供サービスを提供するものとします。 (1) 土曜日及び日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 (3) 1月2日及び3日並びに12月29日から31日までの間 ※1 指定法人:一般財団法人民法事務協会 ※2 利用者:	対応不可	登記情報提供サービスの利用時間を拡大するには、システムの改修を行う必要があるところ。現状では費用に見合った効果が期待できないため、実現することは困難です。	○	
281101032	28年11月1日	28年11月16日	28年12月28日	外国人技能実習制度における技能実習生の職種・作業多様化への対応	<p>【具体的内容】 製造業の生産現場において多能工が進んでいる現状が反映され、「技能実習制度推進事業等運営基本方針(厚生労働大臣公示)」では、「関連する技能等」の取得を技能実習計画に含むことが認められるようになったが、必須作業は一職種一作業に限定されている。必須作業について二職種二作業(例:金属プレス作業と射出成型作業等)まで、実習範囲に関する制約を緩和すべきである。</p> <p>【提案理由】 「運営基本方針」では「関連する技能等」を取得することを技能実習計画に含むことが認められるようになったが、必須作業が一職種一作業に限定されており、製造現場で必要とされる本来的な多能工の育成が実現しにくい。</p> <p>必須作業について二職種二作業まで実習範囲を拡大することでより生産現場のニーズに即応した多能工技能の取得が可能となる。また、技能実習生が帰国した後も技能実習で修得した幅広い技能スキルを活かしてより広範な就業機会を享受する可能性が高まると期待し得る。</p>	(一社)日本経済団体連合会	法務省 厚生労働省	出入国管理及び難民認定法、技能実習制度推進事業等運営基本方針(厚生労働大臣公示)	検討に着手	今般の技能実習制度の見直しにおいて、同一の実習実施者の下での実習を前提に、作業上の関連性や同時に実習を行う必要性・合理性が認められる場合には、複数の職種・作業にわたる実習を認めることとして、今後、詳細を検討してまいります。		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
281101033	28年11月1日	28年11月16日	28年12月28日	外国人技能実習制度における同一実習実施機関内における複数勤務事業所の事前登録	<p>【具体的内容】 現在、実習実施機関は技能実習1号申請時に実習生受入事業所を1か所特定し登録しているが、申請時に実習生受入事業所を予め複数事業所登録しておけば、いずれの勤務事業所での技能実習が可能であるように制度の運用を変えるべきである。勤務事業所の変更登録は可能であると理解しているが、事前に複数勤務事業所を登録することによって技能実習計画が途切れることなく履行することが可能となる。</p> <p>【提案理由】 実習対象事業は顧客からの受注変更が激しい。当該事業者では複数の事業所を保有しており、顧客からの受注変更によっては、各々の事業所間での稼働負荷状況が大きく変動し跛行状態となる。この結果、実習生受入勤務事業所の稼働率が急激に低下することによって、技能実習計画の履行が途絶する場合は頻発している。事前に複数勤務事業所を登録することができれば、実習生受入勤務事業所の稼働率が低下した場合でも、技能実習生を稼働が維持されている他の事業所に迅速に再配置し技能実習計画履行の途絶を防ぐことを期待し得る。</p>	(一社)日本経済団体連合会	法務省 厚生労働省	実習実施機関については、技能実習の在留資格認定証明書交付申請に必要な書類については、出入国管理及び難民認定法施行規則別表第三において定められています。	出入国管理及び難民認定法第2条の2、第7条 出入国管理及び難民認定法施行規則第6条の2、別表第三	事実認識	技能実習生と雇用契約を結んでいる実習実施機関内であれば、複数の実習場所で技能実習を行うことは可能です。ただし、計画的な実習を行う観点から、技能実習計画において複数の実施場所における技能実習内容・時期等を明確に位置づけていただくことが必要であり、当初の計画に変更が生じた場合は、その都度監理団体(企業単独型の場合は実習実施機関)の所在地を管轄する地方入国管理局へその旨を報告してください。	
281101034	28年11月1日	28年11月16日	28年12月28日	外国人技能実習制度における技能実習生受入れ特例人数枠の拡大	<p>【具体的内容】 技能実習実施機関の常勤職員数の5%、並びに常勤職員数50人以下の場合には3人/年となっている現在の技能実習生受入れ人数枠の上限を、きめ細かに拡大すべきである。特に常勤職員50人以下の場合には、例えば常勤職員が5人の場合でも、50人の場合でも受入れ人数枠は同じ3人/年となっている。</p> <p>【提案理由】 現在の技能実習生受入れ人数枠の上限では、小規模常勤職員数の実習実施機関において融通性に欠ける。例えば常勤職員31-40人の場合には4人、同41-50人の場合には5人などというように、受入れ人数枠が拡大されれば、常勤職員数が少ない小規模技能実習受入機関でも受入れ人数を柔軟に設定できる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	法務省 厚生労働省	実習実施機関に受け入れられる技能実習生の人数については、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令において定められています。	出入国管理及び難民認定法第2条の2、第7条 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令	検討に着手	「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」が平成28年11月18日に成立し、同月28日に公布されたところ、当該法律の施行に向けて、優良な監理団体及び実習実施機関における受入れ人数枠の拡大や、常勤職員数に応じた受入れ人数枠の均整化を検討しています。	
281101035	28年11月1日	28年11月16日	28年12月28日	外国人技能実習制度(企業単独型)の申請手続きの簡便化	<p>【具体的内容】 「技能実習1号-I(企業単独型)の在留資格認定証明書交付申請に必要な提出書類について、受入企業の規模や技能実習生受入の実績に応じて、書類の削減・簡略化をするべきである。例えば、「技能実習1号-I(企業単独型)は、在留資格「企業内転勤」の申請で、本邦受入企業等を4つのカテゴリに区分し異なる取り扱いを行っている例も踏まえ、特に上場企業等が技能実習生を受け入れる場合には、提出書類の削減・簡略化をするべきである。具体的には、下記の書類について、提出不要とする取り扱いをお願いしたい。 ・ 招聘理由書 ・ 技能実習生派遣状 ・ 送出し機関と技能実習生との間で締結された契約書の写し(出向命令書) ・ 技能実習指導員履歴書</p> <p>また、入国管理局への技能実習の在留資格認定証明書の申請から発給まで1ヶ月程度の期間を要しているが、受入企業の規模や受入実績による審査の簡略化等によって、2週間程度に短縮をお願いしたい。</p> <p>【提案理由】 外国人技能実習制度(企業単独型)の在留資格認定証明書申請においては、受け入れの都度、講習計画等の22種類の資料を作成し、提出している。多数の海外事業所から、所在地の異なる国内工場に、毎年複数回の技能実習生受け入れを行う企業では、1枚1枚の書類作成の時間はそれほど長くないと、必要な書類数が多いため、書類準備に多くの時間を費やしている。在留資格認定証明書申請時の提出書類が削減・簡略化されることで、受入企業の事務コストが削減され、技能実習制度の利用が拡大し、海外人材の育成を通じた国際貢献が促進されることが期待される。</p> <p>加えて、在留資格認定証明書申請から発給に至るまでの期間が長く、約1ヶ月の期間を要するため、タイムリーな受け入れが困難となっている。例えば、現状では、やむを得ず受入時期を延期する場合、再申請を行うと発給までに約1ヶ月かかるため、1ヶ月以上先にしか受入時期を延期できない。発給までの期間が2週間に早まれば、延期先の選択肢が広がり、受入機会を拡大できる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	法務省 厚生労働省	在留資格認定証明書交付申請に必要な提出資料は、入管法施行規則第6条の2及び同規則別表第三に定められています。	出入国管理及び難民認定法第2条の2、第7条 出入国管理及び難民認定法施行規則第6条の2、別表第三	対応不可	申請の際に提出していただく各種資料は、入国しようとする技能実習生が我が国で申請に係る活動を行うことや上陸のための基準に適合していることを証明するためのものであり、現行で求められているものについては引き続き必要と考えます。また、在留資格認定証明書交付申請に対する標準処理期間は1か月ないし3か月であるところ、技能実習生の入国予定時期を勘案して期間に余裕をもって申請願います。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
281101038	28年11月1日	28年11月16日	28年11月30日	不動産オンライン登記申請システムの改善要望	<p>【具体的内容】 不動産オンライン登記申請システムに関して、共同申請の当事者の一方が代理人として申請可能なことを周知徹底すべきである。</p> <p>【提案理由】 不動産登記変更(不動産の所有者が行う所有権表題・保存登記、賃貸人および賃借人が共同して、所有権・抵当権設定登記等)に関する登記申請について、「登記・供託オンライン申請システム」を利用して可能となっている。しかしながら、抵当権設定登記の共同申請において、登記権利者が登記義務者の委任状をもって「登記権利者兼登記義務者代理人」として申請を行うことについて、一部の法務局の担当者から相対書士法に抵触すると指摘され受理されないケースが存在する。共同申請の当事者の一方が相手方から委任を受け、代理行為を無報酬で行う行為は、登記申請を業として行っているわけではなく、司法書士法に抵触するものではない。大半の法務局からは同様の指摘は受けていないため、国として、各地の法務局に対して周知徹底すべきである。要望の実現により、不動産登記変更内容が登記簿に迅速に正確に反映可能となるとともに、申請者の負担軽減につながる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	法務省	<p>登記の申請の可否は、申請情報を受け付けた後に、登記官が当該申請について不動産登記法第25条各号に定める却下事由の有無を審査して判断します。 また、登記の申請は、「法定・任意」代理人によって行うことができます。 ただし、他人の依頼を受けて、不動産登記に関する手続について代理することを業とするのが認められているのは、司法書士及び弁護士。また、表示に関する登記については土地家屋調査士に限られます。 以上は、電子申請であると書面申請であることに関係ありません。</p>	不動産登記法第25条 司法書士法第73条第1項 土地家屋調査士法第68条第1項	対応不可	共同申請の当事者の一方が他の当事者の代理人になることについては、電子申請と書面申請とで取扱いが異なるものではありません。 なお、法務局に対しては、引き続き、相談があった場合には適正に対応するよう指導してまいります。	
281101043	28年11月1日	28年11月16日	28年11月30日	登記情報提供サービスの見直し	<p>【具体的内容】 登記情報提供サービスについて、申請者が土地所有者等を特定する情報(土地地番、所有者氏名・住所等)を電子データ等で一括申請し、土地所有者等に変更があった場合のみ該当地番の異動情報を提供する仕組みを可能とするなど、サービス提供内容や方法を見直すべきである。具体的には、①情報提供側におけるマッチングサービスの実現、②一括申請の上限廃止および加工が可能となる形式でのデータ提供を要望する。</p> <p>【提案理由】 登記情報は、「電気通信回線による登記情報の提供に関する法律(第5条第2項)」に基づき、指定法人である一般財団法人民事法務協会が登記情報提供業務に関する規程(登記情報提供の実施方法等)を定め、法務大臣の認可を得て提供している。 電力供給に不可欠な配電等の支線を維持・管理するためには、当該設備が設置されている土地での権利関係を適切に保全していく必要がある。このため、事業者は設備が存在する土地の所有者を登記情報提供サービスで調査し、自らが保有する土地所有者データと照合することで、土地所有者の異動状況を確認している。しかしながら、登記情報提供サービスへの一括申請の上限が10件であることに加え、データ加工の困難なPDFファイルでの提供であるため、膨大な数の支所に係る土地所有者の異動状況を確認するために多大な時間や労力等を要している。 そこで、登記情報提供業務に関する規程を変更し、以下を可能とすべきである。 ①事業者が保有する土地所有者データを一括で情報提供側に申請 ②申請された情報を情報提供側の登記情報提供サービスのデータと電子的に照合 ③照合結果(事業者側のデータの正誤)について事業者へ通知 なお、上記要望の実現が困難な場合は、1回の申請件数の上限撤廃および加工が可能となる形式でのデータ提供を要望する。 要望の実現により、申請者が土地所有者の異動状況を適切かつ円滑に把握できるようになり、取得した権利の適切な管理が可能となる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	法務省	<p>登記情報提供制度は、登記所が保有する登記情報を、インターネットを利用して、一般利用者が自宅又は事務所のパソコンで確認することができる制度です。 また、登記情報提供業務は、法務大臣が指定する指定法人が、登記情報の電気通信回線による閲覧をしようとする者の委託を受けて請求した登記情報をその者に対し提供する業務とされています(「電子通信回線による登記情報の提供に関する法律(以下「提供法」という。)」第4条)。</p>	電子通信回線による登記情報の提供に関する法律第4条	対応不可	<p>①情報提供側におけるマッチングサービスの実現について 登記情報提供業務は、提供法第4条に基づき、利用者から請求された登記情報を提供することのみを業務としており、利用者側から提供された情報の照合を行うことなどは法の予定するものではありません。また、登記情報は個人の住所・氏名等の情報を含むものであり、不動産登記法等の目的の範囲内で、また、法令に定められた方法により、限定的に公開されるべき情報です。 以上のことから登記情報提供サービスでは、提案のあったサービスを実施することは困難です。 ②一括申請の上限廃止および加工が可能となる形式でのデータ提供について 一括申請の上限については、費用対効果等を勘案し定められたシステム上の制約(回線帯域等)の下で、利用者の皆様に快適にサービスを利用いただくために設けているものであり、廃止することは困難です。なお、利便性の向上を図るため、平成28年度末に利用者が一度に請求することができる上限を50件に引き上げる対応を行う予定です。 また、登記情報提供サービスにおいて提供される情報は、偽造防止等の観点からPDFファイル形式を採用しており、ファイル形式を変更することは困難です。</p>	
281101046	28年11月1日	28年11月16日	28年11月30日	行政手続きにおける漢字コードの簡素化による便民統一	<p>【具体的内容】 漢字を電子的に扱う場合、民間企業はJIS第1水準と第2水準(JISX0208)の範囲で扱うことが多い一方、行政機関は住基統一コードや戸籍統一文字など数万字の漢字をコード化して使っている。電子的な行政手続きにおいて、民間企業に負担にならない範囲の漢字となるよう検討すべきである。</p> <p>【提案理由】 現在、行政は住基ネット統一文字や戸籍統一文字等、数万字の漢字をコード化して扱っている。一方、民間企業は従業員の氏名をJIS第1水準と第2水準の中に当てはめて管理することが多く、その文字数は、000字程度である。 税関事務(年末調整等)や雇用・健康保険関係事務等で民間が行政に資料等を提出する際には住基基本台帳の漢字を使う必要があり、行政との電子的なデータ交換を行うために、民間企業は従業員の氏名等の外字管理を行っており、中には数十億円のコストがかかる等、大きな負担となるケースも存在している。行政機関においては「文字情報基盤(IPAフォント)」の展開に向けた検討が進められているが、民間と行政の情報連携に際して、過度の負担にならない範囲の漢字となるよう検討すべきである。 昨年度も同様の要望を提出しており、法務省から「対応不可」との回答を得た。1994年の戸籍法改正時の審議過程においてコンピュータ化に伴い本人の意思と関わりなく表記を改めるのは問題があるとの指摘があったことは承知するが、現在、インターネットが十分に普及し、電子情報がネットワークを通じて広範囲にやり取りされる中では、再度、その認識を問直す必要があると考える。また、公的個人認証ではJIS第1水準、JIS第2水準、補助漢字のみが扱えることとなっているが、電子行政の要となる公的個人認証の普及に向けて、漢字コードの統一化は必須であると考えられる。 要望の実現により、従業員等の氏名等の電子的な交換がスムーズになり、民間企業におけるコストを削減できる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	総務省 法務省	<p>【総務省】 住民票に記載される氏名とは姓と名を指し、日本国籍を有する者については、戸籍に記載されている氏名を記載し、字体も同一にすることとなります。</p> <p>【法務省】 コンピュータ化された戸籍に記録する氏又は名の文字については、正字に加え、漢和辞典に俗字として掲載されている文字も使用が認められています。 戸籍統一文字は、戸籍に記録することのできる漢字の範囲に対応する必要がありますことから、JIS第1水準及び第2水準以外の漢字も含まれています。</p> <p>【総務省】 住基基本台帳法第1条、第3条、第7条第1号 住民基本台帳事務処理要領昭和42年10月4日付け自治操第150号等通知)</p> <p>【法務省】 戸籍法118条、119条 戸籍法施行規則附則2条(平成6年法務省令第51号) 平成6年1月16日付け法務省民令27000号民事局長通達 平成16年4月1日付け法務省民令928号民事局長通達</p>	【総務省】 対応不可	【法務省】 対応不可	<p>【総務省】 住民票は住民の居住関係を公証する唯一の公簿であるため、その記載事項である氏名については、身分関係を公証する唯一の公簿である戸籍に基づき、正確に記載する必要があります。このことから、戸籍と同一の文字を使用すべきであり、戸籍統一文字の範囲が縮小されない限り、住民票の記載における文字の使用範囲を縮小することは困難です。</p> <p>【法務省】 戸籍をコンピュータシステムによって取り扱うことを可能とした平成6年の戸籍法改正の際、紙の戸籍に記載されているいわゆる誤字・俗字を解消するべく改正に臨みましたが、改正法案の国会提出及び審議の過程において、氏名は生活上極めて重要な意味を有し、戸籍に記載されている文字が誤字・俗字であっても、コンピュータ化に伴い本人の意思に関わりなくその表記を改めることは問題があり、既に戸籍に記載されている氏名の文字に対する愛着という国民感情を行政上配慮すべきであるとの指摘がされました。 このような指摘を受けて、漢和辞典に俗字として掲載されている文字についても、コンピュータ化した戸籍にそのまま記録することとしてまいります。 上記指摘事項については、現時点においても妥当なことと見做され使用されている誤字も登録する必要があることから、現時点で戸籍統一文字の範囲を縮小することは困難です。 なお、戸籍法は、民間企業が行う行政手続において戸籍に記載された文字を使用すべきことを規定するものではありません。</p>	△

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
281102015	28年11月2日	28年11月16日	28年11月30日	外国人の就労活動の規制緩和	以下の理由から資格外活動許可での就労活動、1週28時間以内の制限を緩和をしていただきたい。 ①留学生の自分が学問であることから、労働時間の制限を設けていると認識しているが、アジア諸国などの新興国の多くの学生は学費を稼ぐために働きながら学びたいと考えている。多くの留学生の学ぶ環境を創出するためにも日本人学生と同等の権利を与えるべきであると考ええる。 ②「留学」で本邦の大学等に在留し、「資格外活動許可」を申請して、就労活動している外国人は今後も増加することが予測される。 ③少子高齢化など、今後、我が国の就労人口が減少する中、女性、高齢者、外国人の活躍が求められる。 ④より多くの時間を就労したいと希望する外国人留学生と労働力を求める企業ニーズがマッチングしている。	(一社)日本フランチーズチェーン協会	法務省	出入国管理及び難民認定法第19条第2項において、同法別表第一の在留資格をもって在留している外国人から資格外活動の申請が申請があった場合には条件を付して許可できることとされており、出入国管理及び難民認定法施行規則第19条第5項においてその条件を定めています。	出入国管理及び難民認定法第19条第2項 出入国管理及び難民認定法施行規則第19条第5項	現行制度下で対応可能	資格外活動の許可は、本来の在留活動を阻害しない範囲内において、現に有している在留資格に属しない就労活動を例外的に認めるものです。 留学生については、本来の在留活動の遂行が妨げられるものでなく、①活動の目的が本邦留学中の学費等の必要経費を補うものであること、②申請に係る活動が「語学教師、通訳、翻訳、家庭教師等、申請者の専攻科目と密接な関係のある職種又は社会通念上学生が通常行っているアルバイト」の範囲内にある職種であること、が確認できれば、1週28時間以内(教育機関の長期休業期間にあつては、1日8時間以内)の範囲を超える就労時間であっても、活動を行う機関の名称及び所在地、業務内容等の条件を定めた上で個別に許可しており、既に対応しています。	
281102016	28年11月2日	28年11月16日	28年11月30日	外国人正社員の受入れ促進	現在、「技術・人文知識・国際業務」のビザで就労している正社員はいるものの、「技術」なら実務10年以上や「人文知識」なら大学卒業以上の通訳など、細かい限定要件があり多くの人材を雇用することが困難である。製造の現場で、日本人と同じように働きながら、作業、技術、衛生管理などをマスターし、同じ外国人従業員に教育指導することができる新たな就労ビザを新設していただきたい。	(一社)日本フランチーズチェーン協会	法務省	外国人が我が国に在留するには、原則として、出入国管理及び難民認定法に定める在留資格のいずれかをもって在留することとされており、就労活動ができる在留資格は、別表第一の一、二及び五の表に定められています。また、就労活動ができる在留資格の許可基準については出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令において定められています。	出入国管理及び難民認定法第2条の2、第7条、別表第一 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令	その他	外国人材の受入れ範囲の拡大は、労働市場及び日本人の処遇改善への影響や国民生活等への影響があることから、「日本再興戦略2016」に従い、国民的コンセンサスの形成の在り方なども含め、政府横断的に幅広い観点から検討していく必要があるものと考えています。	
281102017	28年11月2日	28年11月16日	28年11月30日	外国人就労査証(就労ビザ)の緩和	コンビニエンスストアではアジア諸国をはじめとする新興国への積極的な国際展開を進めており、そこで、働く数多くの人材の確保や育成が急務である一方、海外に新規に立地した営業拠点だけでは人材育成のスピードが追いつく状況ではない。そこで、コンビニエンスストアにおいて、店舗経営業務(利益管理、商品発注業務、従業員マネジメント)に従事しようとする外国人労働者に対し、在留資格認定の緩和を行っていただきたい。 コンビニエンスストアにて就労しようとする外国人労働者が就労ビザを得ようとする場合、現在の出入国管理及び難民認定法では人文知識・国際業務が該当するが、実際に申請を行った場合に許可をされる事例がないのが実態である。	(一社)日本フランチーズチェーン協会	法務省	外国人が我が国に在留するには、原則として、出入国管理及び難民認定法に定める在留資格のいずれかをもって在留することとされており、就労活動ができる在留資格は、別表第一の一、二及び五の表に定められています。また、就労活動ができる在留資格の許可基準については出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令において定められています。	出入国管理及び難民認定法第2条の2、第7条、別表第一 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令	対応不可	コンビニエンスストアにおける業務についても、出入国管理及び難民認定法で規定する「技術・人文知識・国際業務」等により認められた活動の範囲内において、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の要件を満たしているときに認められる場合も考えられますが、当該業務のみその範囲の拡大や、要件を緩和することは、専門的・技術的分野以外の外国人労働者の受入れにもつながりかねないことから、対応は困難です。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する事項については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
△:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
281102018	28年11月2日	28年11月16日	28年11月30日	外国人就労査証(就労ビザ)取得時の規制に関する緩和	研修期間(直営店勤務期間)とSV(店舗経営相談員)を就労ビザの「人文知識・国際業務」としての期間として認めていただきたい。 外国人を将来の国際業務委員として採用しているが、そのため就労ビザが「人文知識・国際業務」を取得してもらっている。但し、実際に国際業務に携わるためには現場知識が不可欠であることから、入社後、約2年間の直営店舗勤務と数年のSV(店舗経営相談員)を経験させている。就労ビザは3年毎の更新が必要だが、入社後最初の更新時に、実際に国際業務に就労していないことを理由に、3年ではなく1年をのみ延長しか認められないケースが発生している。日本の労働人口が減少していくことが予想されることを鑑み、上記の様な決まりがあると、企業によっては外国人労働者の採用に対して消極的になる可能性がある。優秀な労働力確保と国際化推進の効果があると考える。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	法務省	外国人が我が国に在留するには、原則として、出入国管理及び難民認定法に定める在留資格のいずれかをもちて在留することとされており、就労活動ができる在留資格は、別表第一の「一、二及び五の表」に定められています。また、就労活動ができる在留資格の許可基準については出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令に、在留期間については、出入国管理及び難民認定法施行規則別表第二に定められています。	出入国管理及び難民認定法第2条の2、第7条、別表第一 出入国管理及び難民認定法施行規則別表第二 出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令	対応不可	在留期間更新許可申請においては、申請人の活動実績や職務上の地位等を踏まえて在留期間の決定がなされる。在留資格に該当する活動を行っているか等、在留状況を1年に1度確認する必要があると判断される場合には在留期間を1年に決定することもあり、現時点で当該取扱いを変更する合理的な理由は認められません。	
281102025	28年11月2日	28年11月16日	28年11月30日	不動産オンライン登記システムの改善	①不動産オンライン登記における登記可能範囲の拡大、登記手続きの簡便化を検討いただきたい。 不動産の所有者が行う所有権表題・保存登記、質入人及び質借人が共同で行う質借権、抵当権設定登記など不動産登記変更に関する一切の登記申請が司法書士法に抵触するという理由で法務局に受理されないケースがある。国の電子政府の取組みの一つである「行政手続のオンライン利用の促進」に基づき、店舗に係る不動産登記を「登記・供託オンライン申請システム」での申請を拡大したい。 ②不動産登記規則第73条第1項の規定により法務大臣が定める土地所在図などの作成方式の簡略化をしていただきたい。 建物の表題登記をオンライン申請で行う際、添付情報の建物図面及び各階平面図をオンラインで送信するデータ形式が複雑で利用しにくい。図面署名ファイルと図面情報ファイルの仕様の簡略化を図ってほしい。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	法務省	①登記の申請の受否は、申請情報を受け付けた後に、登記官が、当該申請について不動産登記法第25条各号に定める却下事由の有無を審査して判断します。 また、登記の申請は、(法定・任意)代理人によって行うことができます。 ただし、他人の依頼を受けて、不動産登記に関する手続について代理することを業とするのが認められているのは、司法書士及び弁護士です。また、表示に関する登記については土地家屋調査士に限られます。 以上は、電子申請であると書面申請であるとは関係ありません。 ②電子申請において送付する土地所在図、地積測量図、建物図面及び各階平面図は、不動産登記規則第73条第1項の規定により法務大臣が定める方式に従い、作成しなければならないとされています。 具体的な作成方法は、法務省ホームページの「不動産登記規則第73条第1項の規定により法務大臣が定める土地所在図等の作成方式」のページ(http://www.moj.go.jp/MINJI/mj101.html)に掲載のとおりです。	不動産登記法第25条 司法書士法第73条第1項 土地家屋調査士法第68条第1項 不動産登記規則第73条第1項	対応不可	①登記の申請の受否は、申請ごとに、登記官が、当該申請について不動産登記法第25条各号に定める却下事由の有無を個別具体的に審査して判断します。 また、登記の申請を代理する行為が、司法書士法等と違反するかどうかは、それぞれの具体的事案について個別に判断すべきものと考えます。 ②図面署名ファイルの仕様は、当時の国際標準に準拠して定めており、図面署名ファイルを作成することができるツールも存在することから、決して複雑で利用しにくいものではないと考えています。 また、図面情報ファイルは、図面XMLファイル形式又は図面TIFFファイル形式のいずれかで作成すれば足り、特に図面TIFFファイル形式は、紙の図面をスキャナ又はスキャナ機能を搭載した機器によりファイル形式を指定した上で読み込む方法又は作成したデータを変換する方法によって、容易に作成することが可能であるため、これ以上、仕様を簡略化することは困難です。 なお、図面情報ファイルについては、法務省ホームページに具体的な作成方法を追加することを検討したいと考えます。	
281114006	28年11月14日	28年12月6日	28年12月28日	外国人技能実習制度における技能実習生の職種・作業多様化への対応	【内容】 製造業の生産現場においては多能工が進んでいることをご理解いただき下記の「技能実習制度推進事業等運営方針」(厚生労働大臣公示)では「関連する技能等(必須作業、関連作業、周辺作業)」を取得することを技能実習計画に含むことが認められるようになったが、必須作業は一職種一作業に限られている。本来的な多能工の育成が出来ていない。従って必須作業について二職種二作業(例:金風プレス作業と射出成型作業等)まで実習範囲の拡大を検討頂きたい。 【理由】 技能実習必須作業について二職種二作業まで実習範囲を拡大することで生産現場のニーズに即応した多能工技能が取得が可能。また、技能実習生が帰国した後も技能実習で修得した幅広い技能スキルを活かしてより広範な就業機会の享受する可能性が高まると共に、当該実習生を雇用了した企業の生産性向上に寄与するなど、より大きな国際貢献に貢献できるようになると思量する。	(一社)電子情報技術産業協会	法務省 厚生労働省	現行制度では、技能実習2号移行対象の職種・作業として、7職種133作業があり、実習生はこれの中から1つの作業のみを選択し、当該作業に係る技能、技術、知識を修得することとしている。	出入国管理及び難民認定法、技能実習制度推進事業等運営基本方針(厚生労働大臣公示)	検討に着手	今般の技能実習制度の見直しにおいて、同一の実習実施者の下での実習を前提に、作業上の関連性や同時に実習を行う必要性・合理性が認められる場合には、複数の職種・作業にわたる実習を認めることとしており、今後、詳細を検討してまいりたい。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
281114007	28年11月14日	28年12月6日	28年12月28日	外国人技能実習業者内における複数勤務事業所の事前登録について	<p>【内容】 現在、実習実施機関は技能実習1号申請時に実習生受入事業所を1か所特定し登録しているが、申請時に実習生受入事業所を予め複数事業所登録しておけば、いずれの勤務事業所での技能実習が可能であるように制度の運営を柔軟にしたい。勤務事業所の変更登録は可能である旨は理解しているが、事前に複数勤務事業所を登録することによって技能実習計画が途切れることなく履行することが可能となる。</p> <p>【理由】 当社が従事する事業は顧客からの受注変更が激しい。当該事業者では複数の事業所を保有しており、顧客からの受注変更によっては、各々の事業所間での稼働負荷状況が大きく変動し跛行状態となる。この結果、実習生受入勤務事業所の稼働率が急激に低下することによって、技能実習計画の履行が途絶するリスクが顕著している。よって、事前に複数勤務事業所を登録することにより実習生受入勤務事業所の稼働率が低下した場合でも、技能実習生を稼働が維持されている他の事業所に迅速に再配置し技能実習計画履行の途絶を防ぐことができる。</p>	(一社)電子情報技術産業協会	法務省 厚生労働省	実習実施機関に係る技能実習の在留資格認定証明書交付申請に必要な書類については、出入国管理及び難民認定法施行規則別表第三において定められています。	出入国管理及び難民認定法第2条の2、第7条 出入国管理及び難民認定法施行規則第6条の2、別表第三	事実誤認	技能実習生と雇用契約を結んでいる実習実施機関内であれば、複数の実習場所で技能実習を行うことは可能です。ただし、計画的な実習を行う観点から、技能実習計画において複数の実習場所における技能実習内容・時期等を明確に位置づけていただくことが必要であり、当初の計画に変更が生じた場合は、その都度監理団体(企業単独型の場合は実習実施機関)の所在地を管轄する地方入国管理局へその旨を報告してください。	
281114008	28年11月14日	28年12月6日	28年12月28日	外国人技能実習制度における技能実習生受入れ特別人数枠の拡大について	<p>【内容】 現在の技能実習生受入人数枠の上限は、技能実習実施機関の常勤職員数の5%(常勤職員数50人以下の場合は3人/年)となっている。この受入人数枠について拡大を検討いただきたい。特に常勤職員50人以下の場合は、例えば常勤職員が5人の場合でも50人の場合でも受入人数枠が3人/年となっており、融通性を欠いている。</p> <p>【理由】 小規模常勤職員の技能実習実施機関を念頭にきめ細かな受入人数枠を設定するなどの融通性を持たせていただきたい。</p>	(一社)電子情報技術産業協会	法務省 厚生労働省	実習実施機関に受け入れられる技能実習生の人数については、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令において定められています。	出入国管理及び難民認定法第2条の2、第7条 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令	検討に着手	「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」が平成28年11月18日に成立し、同月28日に公布されたところ、当該法律の施行に向けて、優良な監理団体及び実習実施機関における受入れ人数枠の拡大や、常勤職員数に応じた受入れ人数枠の均整化を検討しています。	
281115001	28年11月15日	28年12月6日	28年12月28日	戸籍法第10条の2第4項の規定に行政書士も追加すべきである	平成26年6月27日に公布された改正行政書士法により、日本行政書士会連合会がその会則で定めるところにより実施する研修の課程を修了した行政書士(特定行政書士)については、行政書士が作成した官公署に提出する書類に係る許認可等に関する審査請求、異議申立て、再審査請求等、行政庁に対する不服申立ての手続について代理し、及びその手続について官公署に提出する書類を作成することができることとなった。 しかしながら、戸籍法第10条の2第4項において、他の士業については、行政機関等に対する不服申立ての手続を行う場合に必要がある場合には戸籍謄本等の交付の請求をすることができることとされているのに、特定行政書士についても行政機関等に対する不服申立ての手続を行う場合に必要となる場合があるにもかかわらずここにあげられていない。これは単なる抜け落ちとしか思えず、仮にあって追加されていないのであるとするならば国民の権利擁護の観点や利便促進にも反し、著しく公平性に欠ける事態を招きかねず看過できない。 特定行政書士はすでに誕生していることから、迅速な追記対応をお願いしたい。	個人	総務省 法務省	戸籍法第10条の2第4項は、弁護士等の行う業務のうち、特定の依頼者から事件を委任し、かつ、紛争処理手続において当該依頼者を代理する業務を弁護士等の各資格ごとに列挙したものとします。これは、受任事件に紛争性がある場合には、依頼者の権利行使等の意思が明確である上、争われている権利の実現等のため、紛争の相手方や事件に關係する第三者の戸籍の記載事項を利用して当該権利等の存在及び範囲を対外的に証明する必要性が典型的に存在し、かつ、弁護士等がそのような紛争性のある事件について単に法的な助言をしたり、代書をするにとどまらず、自ら裁判手続その他の紛争処理手続において依頼者を代理する場合は、その権利の実現等のため十分な立証活動を行う必要があることから、弁護士等が自ら裁判手続その他の紛争処理手続の代理業務を遂行するために必要がある場合を特則として規定したものとします。なお、弁護士等が本要件による交付の請求をする場合は、依頼者からの委任状の提出は要しないものとされます。	戸籍法第10条の2	検討を予定	戸籍法改正の機会に合わせて、戸籍法第10条の2第4項の規定に行政書士に関する事項を追加することについてその可否も含めて検討することとします。	△

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案に関する事項及び検討を予定している事項)
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
281116001	28年11月16日	28年12月6日	28年12月28日	農業分野における外国人技能実習制度に係る「作業追加」について	1) 具体的内容 技能実習2号移行対象職種のうち農業関係2種6作業について、畜産農業の作業に「軽種馬」を追加し、2種7作業として欲しい。 2) 提案理由 北海道の日高地域は、軽種馬産業が基幹産業であり、生産頭数が全国の約8割を占める一大産地である。また、生産された軽種馬のほとんどが、中央・地方競馬に競走馬として供給されており、内産競馬を支える重要な地域でもある。しかしながら、酪農や他畜産業と同じく、高齢化の進展や担い手不足等により軽種馬飼養戸数は年々減少している。 一方で、競馬の国際化が進み、多くの軽種馬が海外に輸出され、海外の重賞レースで勝利するなど、日本の軽種馬飼養・育成技術の高さが証明されており、海外からの日本の優秀な技術に対する需要は高まっている。 そこで、本制度を活用し、海外の軽種馬生産関係者に対し、日本の高い飼養・育成技術を習得してもらい、自国での軽種馬による産業振興の中心となる人材を育成したい。 引いては、海外において軽種馬産業が成長することにより、日本の軽種馬に対する需要も増えることが期待され、国内における更なる軽種馬産業の発展に繋がる可能性がある。	民間団体	法務省 厚生労働省	・技能実習制度は、技能等の開発途上国等への移転による国際貢献を目的とする制度であり、日本の労働力不足を補うための制度ではありません。 ・技能実習の対象職種については、関係業界内の合意や業所管省庁の同意を得た上で、 ①同一の作業の反復のみでないこと、 ②送出し国の実習コースに合致すること、 ③技能等を評価できる技能実習生向けの試験制度が整備されていること といった要件を満たす必要があります。 ・このうち、③については、具体的には、業界団体が中心となって、技能等を評価できる技能実習生向けの試験制度等をつくる必要があります。	出入国管理及び難民認定法第2条の2、第7条第1項第2号、第20条の2、施行規則第3条、別表第二、第7条第1項第2号の基準を定める省令、第20条の2第2項の基準を定める省令、技能実習制度推進事業運営基本方針 II各論 2 対象技能等(2)、別表	その他	・ご指摘の作業については、どのような技能を修得させるか等も含め、左記要件も勘案・整理いただいた上で、御相談ください。	
281117048	28年11月17日	28年12月6日	28年12月28日	農業分野における外国人技能実習制度に係る「作業の追加」について	北海道の日高地域は、軽種馬産業が基幹産業であり、生産頭数が全国の約8割を占める一大産地である。また、生産された軽種馬のほとんどが、中央・地方競馬に競走馬として供給されており、内産競馬を支える重要な地域でもある。しかしながら、酪農や他畜産業と同じく、高齢化の進展や担い手不足等により軽種馬飼養戸数は年々減少している。 一方で、競馬の国際化が進み、多くの軽種馬が海外に輸出され、海外の重賞レースで勝利するなど、日本の軽種馬飼養・育成技術の高さが証明されており、海外からの日本の優秀な技術に対する需要は非常に高まっている。 そこで、本制度を活用し、海外の軽種馬生産関係者に対し、日本の高い飼養・育成技術を習得してもらい、自国での軽種馬による産業振興の中心となる人材を育成したい。 また、海外において軽種馬産業が成長することにより、日本の軽種馬に対する需要も増えることが期待され、国内における更なる軽種馬産業の発展につながる可能性がある。	民間団体	法務省 厚生労働省	・技能実習制度は、技能等の開発途上国等への移転による国際貢献を目的とする制度であり、日本の労働力不足を補うための制度ではありません。 ・技能実習の対象職種については、関係業界内の合意や業所管省庁の同意を得た上で、 ①同一の作業の反復のみでないこと、 ②送出し国の実習コースに合致すること、 ③技能等を評価できる技能実習生向けの試験制度が整備されていること といった要件を満たす必要があります。 ・このうち、③については、具体的には、業界団体が中心となって、技能等を評価できる技能実習生向けの試験制度等をつくる必要があります。	出入国管理及び難民認定法第2条の2、第7条第1項第2号、第20条の2、施行規則第3条、別表第二、第7条第1項第2号の基準を定める省令、第20条の2第2項の基準を定める省令、技能実習制度推進事業運営基本方針 II各論 2 対象技能等(2)、別表	その他	・ご指摘の作業については、どのような技能を修得させるか等も含め、左記要件も勘案・整理いただいた上で、御相談ください。	
281117049	28年11月17日	28年12月6日	28年12月28日	農業分野における外国人技能実習制度に係る「作業の追加」について	(具体的内容) 技能実習2号移行対象職種のうち農業関係2種6作業について、畜産農業の作業に「軽種馬」を追加し、2種7作業として欲しい。 (提案理由) 北海道の日高地域は、軽種馬産業が基幹産業であり、生産頭数が全国の約8割を占める一大産地である。また、生産された軽種馬のほとんどが、中央・地方競馬に競走馬として供給されており、内産競馬を支える重要な地域でもある。しかしながら、酪農や他畜産業と同じく、高齢化の進展や担い手不足等により軽種馬飼養戸数は年々減少している。 一方で、競馬の国際化が進み、多くの軽種馬が海外に輸出され、海外の重賞レースで勝利するなど、日本の軽種馬飼養・育成技術の高さが証明されており、海外からの日本の優秀な技術に対する需要は非常に高まっている。 そこで、本制度を利用し、海外の軽種馬生産関係者に対し、日本の高い飼養・育成技術を習得してもらい、自国での軽種馬による産業振興の中心となる人材を育成したい。 引いては、海外において軽種馬産業が成長することにより、日本の軽種馬に対する需要も増えることが期待され、国内におけるさらなる軽種馬産業の発展につながる可能性がある。	民間団体	法務省 厚生労働省	・技能実習制度は、技能等の開発途上国等への移転による国際貢献を目的とする制度であり、日本の労働力不足を補うための制度ではありません。 ・技能実習の対象職種については、関係業界内の合意や業所管省庁の同意を得た上で、 ①同一の作業の反復のみでないこと、 ②送出し国の実習コースに合致すること、 ③技能等を評価できる技能実習生向けの試験制度が整備されていること といった要件を満たす必要があります。 ・このうち、③については、具体的には、業界団体が中心となって、技能等を評価できる技能実習生向けの試験制度等をつくる必要があります。	出入国管理及び難民認定法第2条の2、第7条第1項第2号、第20条の2、施行規則第3条、別表第二、第7条第1項第2号の基準を定める省令、第20条の2第2項の基準を定める省令、技能実習制度推進事業運営基本方針 II各論 2 対象技能等(2)、別表	その他	・ご指摘の作業については、どのような技能を修得させるか等も含め、左記要件も勘案・整理いただいた上で、御相談ください。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
- ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
- :再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	
281121006	28年11月21日	28年12月19日	29年1月31日	区分所有法における決議要件の緩和	<p>【具体的内容】 区分所有建物に係る建替え決議要件について、頭数要件の緩和、別段の定めができる範囲の拡大、決議要件の緩和など見直しを図るべきである。</p> <p>【提案理由】 区分所有法では、建替え決議に当たり、「区分所有者数及び議決権の各4/5以上」の賛成が必要とされているが、4/5という要件が重く、合意形成が難航するほか、小面積住戸の所有者の意向が区分所有者数要件によって過大に反映される課題や、戸数の比較的小さい小規模マンションでの建替えにおいては、建替え決議要件を満たすことが困難な事例が多い。</p> <p>過去の当該課題の検討より、「マンションの建替えの円滑化に関する法律」がの改正後、耐震性不足の認定を前提に、大規模改修の決議要件が3/4から過半数に変更される等、一定の議決権緩和が実施されているものの、建替え決議数は従前から変更がない状況であり、課題として残存している。</p> <p>旧耐震基準(S56以前)マンションの存在等により、老朽化マンションの建替え需要が増えている。また、耐震性が十分でない老朽化建物の建替えは、国土強靭化計画や日本再興戦略にも記載されている通り、国としての喫緊の課題である。こうした状況において、決議要件の緩和は、建替えのスピードアップに大きく貢献し、ひいてはマンションのスムーズ化回帰、国際競争力の強化といった公益にも資するものである。また、このような緩和を行っても、マンション建替えにおける反対者に対しては、時価での金銭買取が法律で定められており、反対者が権利上不利を被ることはないものと考えられる。</p> <p>昨年度の法務省回答において、建替え決議要件の緩和により、建替えに要する社会的・経済的コストが増大し、費用負担の問題が建替えを阻害する大きな要因として存在する以上、建替え決議要件の緩和により建替えが大きく促進されるとはいえないとの説明があったが、「建替えに要する社会的・経済的コスト」の実質は、反対者からの買取りのために一時的な資金手当てを要するに過ぎず、その後の売却によって回収されるべきものであり、総体としてのコストが増加するものではない。</p> <p>仮に、全般的な見直しが難しい場合であっても、緊急性に伴う要件(一定の築年数の建物、耐震性能、緊急輸送道路沿いに面した建物)を設け、決議要件の緩和(例えば、区分所有者数及び議決権の各2/3以上に緩和など)を行うことも検討するべきと考える。</p>	(一社)日本経済団体連合会	法務省	<p>現行の建物の区分所有等に関する法律(以下「区分所有法」といいます。))は、建替え決議について区分所有者及び議決権の各5分の4以上の賛成を要件としています。</p>	建物の区分所有等に関する法律第62条第1項	対応不可	<p>区分所有法の決議により行う建替えは、個々の区分所有者にとって区分所有権の処分を伴うものであり、本来であれば区分所有者全員の同意を要するものであるから、これを多数決により行うことの正当性を担保するためには、多数決要件は厳格である必要があります。建替えに参加しない区分所有者(以下「反対区分所有者」といいます。))については、その区分所有権の時価での買取りが予定されていますが、反対区分所有者の意思に反して区分所有権を失うこととなる以上、多数決要件には厳格性が求められます。</p> <p>また、仮に建替えの決議要件を緩和したとしても、建替え決議の内容を実現するために、建替え決議に賛成した区分所有者は、反対区分所有者に対して、売渡し請求権を行使してその区分所有権を買取らなければならないが、決議要件を緩和した場合には、その分だけ買取りの費用負担が重くなるなど、建替えに要する社会的・経済的コストが増大することになり、かえって建替え事業の円滑な遂行にとっての障害となりがねません。</p> <p>なお、反対者からの買取りのために生じた一次的な資金手当てがその後の売却により必ず回収されるか否かは、それぞれの区分所有建物の立地、状況等の事情により異なりますし、買取費用の資金調達に負担のほか、最終的に区分所有建物の明渡請求訴訟の提起、判決の執行等が必要となることも含めた社会的・経済的コストを想定した場合には、建替え後の売却によってコスト面の課題が全て解決されることにはならないと考えられます。更に、建替えの緊急性があることを前提としても、反対区分所有者がその意思に反して区分所有権を失うこととなる以上、多数決要件に厳格性が求められることに何ら変わりはありません。</p> <p>したがって、建替え決議要件の緩和・見直しについては、慎重な検討が必要であると考えます。</p>
281121007	28年11月21日	29年1月16日	29年1月31日	区分所有法の建替え決議及び都市再開発法の市街地再開発事業の事業計画の認可がなされた場合、借家人から明渡しを行う必要性が法的に生じる(例えば、建物賃貸借契約の解約申入れが可能となる、建物賃貸借契約の更新拒絶が可能となる、正当の事由として位置付ける等により)という措置を講じるよう要望する。	<p>【具体的内容】 老朽化建物の建替えを行う場合に、区分所有法の建替え決議および都市再開発法の市街地再開発事業の事業計画の認可がなされた場合、借家人から明渡しを行う必要性が法的に生じる(例えば、建物賃貸借契約の解約申入れが可能となる、建物賃貸借契約の更新拒絶が可能となる、正当の事由として位置付ける等により)という措置を講じるよう要望する。</p> <p>【提案理由】 国土強靭化基本計画において、耐震性が不十分である建物の耐震化の促進、密集市街地の不燃化等が、課題として位置づけられている。また、16年6月に閣議決定された日本再興戦略においても、「空き家を含む旧耐震性住宅の除却・建て替え等を促進」が省民連携プロジェクトに位置づけられ、旧耐震化建物の建替え促進、スピードアップが国策として位置づけられている。</p> <p>一方、区分所有建物で区分所有者及び議決権の各4/5以上の同意が得られ、耐震性向上を目的に建替え決議がなされたとしても、あるいは都市再開発法に基づき市街地再開発事業の事業計画の認可がなされたとしても、借家人は、建替え決議や市街地再開発事業の事業計画の認可を理由として明け渡す必要はない。そのため、当該建物の借家人が明け渡しに同意しない場合は、建替え等を進めることができず、建物の耐震化(建替え)が長期化するることとなる。最終的に裁判での解決を与へられることと少なくとも、負担する時間、金銭等のコストが過大なものとなっている。</p> <p>建物の防災性向上の迅速化は社会的急務であるが、借家人の退去が進められないことは、喫緊の課題である都市の安全性の確保や円滑な市街地更新の推進、切迫する大地震の危機への対応等の妨げとなっている。不動産については、私人の財産であると共に、一定の公共性のある財産としての性格を有することも考慮した緩和措置が妥当だと考える。耐震性不足マンションについての敷地売却決議制度が新設されたとおり、耐震性の欠如を重視する特別扱いには合理性がある。</p> <p>そのため、例えば、指定建築事務所等の第三者から耐震性不足の認定を受けた一定の築年数を超える建物で、耐震性向上に係る建替え決議がなされた場合や、市街地再開発事業において事業計画の認可がなされた場合には、借家人から明渡しを行う必要性が生じるような法的措置を講じるよう要望する。</p>	(一社)日本経済団体連合会	法務省 国土交通省	<p>賃貸人が更新可能な借家契約について契約の終了を主張して賃借人に明渡しを求めるとは、賃貸人及び賃借人が建物の使用を必要とする事情のほか、建物の賃貸借に関する従前の経緯、建物の利用状況及び建物の現況並びに建物の賃貸人が建物の明渡しの条件として又は建物の明渡しを引換えに賃借人に対して財産上の給付をする旨の申出をした場合におけるその申出を考慮して、正当の事由があると認められる場合でなければならぬものとされています。</p> <p>なお、市街地再開発事業の事業計画の認可がなされた場合には、都市再開発法第98条第3項の規定により、借家人を含む物件の占有者には土地の明渡しの義務が発生することとされています。また、その義務が履行されない場合には、同法第98条第2項の規定により、都道府県知事等が強制的に物件の移転等を行うことができるところです。</p>	借地借家法第26条、第28条	現行制度下で対応可能	<p>現行の借地借家法のもとでも、建物の老朽化や耐震性の不足を理由とした建替えの必要性等については、正当事由の有無を判断するに当たって個々の具体的事例に即して適切に考慮されているものと考えています。</p> <p>また、「制度の現状」欄記載のとおり、市街地再開発事業の事業計画の認可がなされた場合には、都市再開発法第98条第3項の規定により、借家人を含む物件の占有者には土地の明渡しの義務が発生することとされています。また、その義務が履行されない場合には、同法第98条第2項の規定により、都道府県知事等が強制的に物件の移転等を行うことができるところです。</p> <p>ご提案の趣旨を実現するために、建物の老朽化や耐震性の不足を理由とした建替えの必要性、区分所有法に定める建替え決議や法定再開発の認可等を正当事由とすること又はこれらの事由がある場合における賃貸人の明渡し請求に正当事由を不要とすること等については、借地借家法上の正当事由制度が賃貸人と賃借人との間における適切な利害調整を図るものであることから、慎重に検討する必要があると考えられます。</p> <p>また、ご提案は、都市の安全性向上や円滑な市街地更新を目的とするものと考えられますが、借地借家法の正当事由制度が特定の行政目的を実現するためのものではないことからすると、上記目的の実現のために同制度の要件等を見直すことの相当性についても慎重に検討する必要があります。</p>
281122001	28年11月22日	28年12月19日	29年1月31日	農業分野における外国人技能実習制度に係る「作業の追加」について	<p>1) 具体的内容 技能実習2号移行対象職種のうち農業関係2種6作業について、畜産農業の作業に「軽種馬」を追加し、2種7作業として欲しい。</p> <p>2) 提案理由 北海道の日高地域は、軽種馬産業が基幹産業であり、生産頭数が全国の約8割を占める一大産地である。また、生産された軽種馬ほとんどが、中央・地方競馬に競走馬として供給されており、国内産競馬を支える重要な地域でもある。しかしながら、酪農や畜産業と同じく、高齢化の進展や担い手不足等により軽種馬飼養戸数は年々減少している。</p> <p>一方で、競馬の国際化が進み、多くの軽種馬が海外に輸出され、海外の重賞レースで勝利するなど、日本の軽種馬飼養・育成技術の高さが証明されており、海外からの日本の優秀な技術に対する需要は非常に高まっている。</p> <p>そこで、本制度を活用し、海外の軽種馬生産関係者に対し、日本の高い飼養・育成技術を習得してもらい、自国での軽種馬による産業振興の中心となる人材を育成したい。</p> <p>しなは、海外において軽種馬産業が成長することにより、日本の軽種馬に対する需要も増えることが期待され、国内における更なる軽種馬産業の発展につながる可能性がある。</p>	民間団体	法務省 厚生労働省	<p>・技能実習制度は、技能等の開発途上国等への移転による国際貢献を目的とする制度であり、日本の労働力不足を補うための制度ではありません。</p> <p>・技能実習の対象職種については、関係業界内の合意や業所管省庁の同意を得た上で、 ①同一の作業の反復のみでないこと、 ②送出し国の実習ニーズに合致すること、 ③技能等を評価できる技能実習生向けの試験制度が整備されていること といった要件を満たす必要があります。</p> <p>・このうち、③については、具体的には、業界団体を中心として、技能等を評価できる技能実習生向けの試験制度等をつくる必要があります。</p>	出入国管理及び難民認定法第2条の2、第7条第1項第2号、第20条の2、施行規則第3条、別表第二、第7条第1項第2号の基礎を定める省令、第20条の2第2項の基礎を定める省令 技能実習制度推進事業運営基本方針 Ⅱ各論 2 対象技能等(2) 別表	その他	ご指摘の作業については、どのような技能を修得させるか等も含め、左記要件も勘案・整理いただいた上で、御相談ください。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する事項については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への 検討 要請日	内閣府 での 回答取り まとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁	所管省庁の検討結果				規制改革 推進会議に おける再検 討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	
281128005	28年 11月28日	28年 12月19日	29年 1月31日	外国人の在留資格の新規追加について	<p>【具体的内容】 在留資格が「特定活動」である外国人のうち、医療を受ける目的及び観光・保養の目的(一部地域の富裕層に限る)で来日する者について、新たな在留資格を設けることができないか。</p> <p>【提案理由】 在留資格が「特定活動」である外国人のうち、医療を受ける目的及び観光・保養の目的(一部地域の富裕層に限る)で来日する者については、住民基本台帳法の適用を受けるが、国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険の被保険者とならない。在留資格が「特定活動」で来日する外国人は多く、そこから各保険の対象者とならない者を抽出することが難しいため。</p>	豊田市	法務省	「特定活動」の在留資格の活動内容については、「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件」において定められています。	出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件	対応不可	「特定活動」の在留資格で在留している外国人については、本邦在留中の活動内容を指定した「指定書」が、外国人本人の旅券に貼付されておりますので、指定書をご確認いただければ、国民健康保険等の対象者であるか否かを判断することは可能です。	
281129007	28年 11月29日	28年 12月19日	29年 1月31日	農業分野における外国人技能実習制度に係る「作業の追加」について	<p>1) 具体的内容 技能実習2号移行対象職種のうち農業関係2種6作業について、畜産農業の作業に「軽種馬」を追加し、2種7作業として欲しい。</p> <p>2) 提案理由 北海道日高地域は、軽種馬生産が基幹産業であり、その生産頭数は全国の8割を占める一大産地です。又、生産された産駒のほとんどが、中央・地方競馬に競走馬として供給されており、競馬業界を支える重要な地域であります。しかしながら、近年においては高齢化や担い手不足等により軽種馬飼養戸数は年々減少しております。一方で、競馬の国際化が進み、多くの軽種馬が海外に輸出され、海外の重賞レースで勝利するなど、日本の軽種馬飼養・育成技術の高さが証明されてきており、海外からの日本の優秀な技術に対する需要は非常に高まってきております。現状における人材不足を認めない事から、本制度を活用し、海外の軽種馬生産関係者に対し、日本の高い飼養・育成技術を習得してもらう事、又、その事によって日本の軽種馬に対する需要も増え、地域経済が安定し、国内における更なる軽種馬産業の発展に繋がる可能性もある事から提案するものであります。</p>	民間団体	法務省 厚生労働省	<p>・技能実習制度は、技能等の開発途上国等への移転による国際貢献を目的とする制度であり、日本の労働力不足を補うための制度ではありません。</p> <p>・技能実習の対象職種については、関係業界内の合意や業所管省庁の同意を得た上で、 ①同一の作業の反復のみでないこと、 ②送出国の実習ニーズに合致すること、 に加え、 ③技能等を評価できる技能実習生向けの試験制度が整備されていること といった要件を満たす必要があります。</p> <p>・このうち、③については、具体的には、業界団体が中心となって、技能等を評価できる技能実習生向けの試験制度等をつくる必要があります。</p>	出入国管理及び難民認定法第2条の2、第7条第1項第2号、第20条の2、施行規則第3条、別表第二、第7条第1項第2号の基準を定める省令、第20条の2第2項の基準を定める省令、技能実習制度推進事業運営基本方針、Ⅱ各論、2対象技能等(2)、別表	その他	ご指摘の作業については、どのような技能を修得させるか等も含め、左記要件も勘案・整理いただいた上で、御相談ください。	
281129010	28年 11月29日	28年 12月19日	29年 1月31日	特定融資枠契約に関する法律における借主となる企業の範囲に信用金庫連合会を追加	特定融資枠契約法第2条には特定融資枠契約の借主となる者が限定列举されており、運用対象者が大会社等に限定されている。この趣旨は、立場の弱い借入人を保護することにあると思われるが、金融取引に関して十分な知識・信用力・交渉力を有する信用金庫連合会は、同法における借主となる者に加えても問題ないと考えられる。よって、特定融資枠契約に関する法律における借主となる企業の範囲に信用金庫連合会を追加していただきたい。	(一社)全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁 法務省	特定融資枠契約に関する法律において借主の対象範囲は①大会社、②資本金が3億円を超える株式会社、③純資産額10億円を超える株式会社、④資産の流動化に使われる合同会社等である場合に限定されています。	特定融資枠契約に関する法律2条	検討を予定	特定融資枠契約に関する法律の対象範囲については、平成23年の同法改正により、純資産額10億円超の株式会社や資産の流動化のために使われる合同会社等にまで拡大しており、更なる見直しには当該改正の効果を踏まえる必要があります。 なお、会員間の相互扶助を目的とする会員組織である協同組織について、同法の対象に加えることについては、慎重に検討する必要があります。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案に関する提案について本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	
281129045	28年11月29日	28年12月19日	29年2月15日	犯罪収益移転防止法の本人確認書類について	<p>【具体的内容】 ・犯罪収益移転防止法に基づく法人の本人確認書類として、顧客が取得した登記情報提供サービスによるデータを含めること。</p> <p>【提案理由】 ・法人の本人確認書類として、登記事項証明書または印鑑証明書の原本が必要となるが、これを用意するために、顧客の担当者が法務局に出向いて取得するか、オンライン申請により取得する必要があるが、顧客に負担を強いている。 ・電気通信回線による登記情報の提供に関する法律に基づく「登記情報提供サービス」を顧客が契約している場合に、当該顧客が取得した登記情報を本人確認書類として用いることができれば、上記の負担が軽減される。 ・法人(顧客)が登記情報提供サービスを利用するためには、指定法人である一般財団法人民事法務協会と契約を締結する必要がある(契約締結時に登記事項証明書、印鑑証明書が必要)。また、データの改ざん防止措置も取られていることから、登記事項証明書と比べて、法人の実存性を確認する書類として劣後するものではない。</p>	(公社)リース事業協会	警察庁法務省	法人の本人確認書類については、犯罪収益移転防止法施行規則第7条第2号に掲げる書類(登記事項証明書、印鑑登録証明書等)とされており、登記情報提供サービスから提供された登記情報は当該書類に含まれません。	犯罪収益移転防止法施行規則第7条第2号	対応不可	基本的な考え方としては、書類の真正性を厳格に確保するなどの観点から、提示や送付の対象となる書類は、官公庁等が正当な権限に基づき発行した公的証明書に限られることとしています。したがって、当該公的証明書には当たらないものを本人確認書類として認めることは難しいと考えます。
281129087	28年11月29日	28年12月19日	29年1月31日	貸金業法の規制緩和による特定融資枠契約締結の許容・円滑化	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・特定融資枠契約に関する法律(以下「特定融資枠法」)第2条に定める手数料は、同法第3条により利息制限法第3条及び第6条並びに出資の受入れ、預かり金及び金利等の取締りに関する法律(以下「出資法」)第5条の4第4項の適用が除外される(＝みなし利息等に含まれない)。 ・一方、特定融資枠契約上の貸主が貸金業法第2条第2項に定める貸金業者(以下「貸金業者」)である場合は、貸金業法第12条の8第2項の規定により当該手数料がみなし利息に含まれ、利息制限法第1条に定める利息制限の適用を受けることとされている。</p> <p>【具体的要望内容】 ・特定融資枠契約に基づき貸金業者が受領する同法第2条に定める手数料(コミットメントフィー等)のうち、銀行等が組成するシンジケートの貸出人として配分を受けるものについては、貸金業法第12条の8第1項の適用にあたって、利息制限法第1条に規定する利息上限の計算の基礎を、元本ではなく特定融資枠契約に基づく極度額としていただきたい。</p> <p>【要望理由】 ・現在、企業の短期資金調達手段又は流動性確保手段として広く(コミットメントライン及び長期資金調達手段としてのコミット型チームローン(コミットメントラインと異なりリボルビングせず。又、長期資金の借入が可能なコミット期間付の証書貸付)という手法が認知されているところ、かかる普及には特定融資枠法の寄与するところが大きい。顧客と締結したコミットメントライン契約又はコミット型チームローン契約が同法に定める特定融資枠契約に該当するものである場合、当該契約に基づき受領する手数料(以下「コミットメントフィー等」)は、同法第3条により利息制限法及び出資法に基づく上限金利規制の適用対象外とされるためである。 ・しかし、改正後の貸金業法に利息制限法及び出資法とは別の新たな上限金利規制が規定され(同法第12条の8第1項)、平成22年6月に同法が完全施行された。特定融資枠法第3条ではコミットメントフィー等が貸金業法第12条の8第2項に定めるみなし利息に含まれることを阻止していないため、貸金業者については、顧客と締結したコミットメントライン契約又はコミット型チームローン契約が特定融資枠法に定める特定融資枠契約に該当する場合でも、受領するコミットメントフィー等は貸金業法上の上限金利規制が適用されることになっている。 ・シンジケート・マーケットでは、銀行等の金融機関のほか、貸金業者(リース会社、証券会社等)も重要な投資家の一部を形成しているが、上記事情から貸金業者のみコミットメントフィー等を受領できない懸念があり、シンジケート方式のコミットメントライン取引又はコミット型チームローン取引への参加を躊躇する、見送らざるを得なくなることが発生している。また、借主は投資家層が狭まることで市場での調達余力が削がれることにもつながっている。 ・貸金業法第12条の8第2項は、「貸金業者が利息以外の名目により高金利を收受すること」を防止する趣旨であるところ、貸金業者が銀行等の組成するシンジケートの貸出人としてコミットメントフィー等を受領する場合については銀行等によって貸出条件に一定の規律付けが行われていることから、当該場合に限定すれば、利息制限法第1条を潜脱する目的で濫用されるおそれ小さいと考えられる。 ・また、特定融資枠契約では、借主は一方的な意思表示により極度額の範囲で自由に借入が可能であるところ、借主側の作為で極度額まで借入を行わず、結果として元本に対する実効利率が上限金利を超えた場合まで、貸主側の作為性を前提とする潜脱防止措置を適用する必要はなく、特定融資枠契約に関しては、利息制限法第1条を元本ではなく極度額に対して適用すればその趣旨は十分果たされると考えられる。こうした枠組みは、コミットメントフィーが当該極度額を許容する(すなわち極度額が元本として引き出される可能性に対する)対価であることも整合的に考えられる。 ・以上を勘案すると、貸金業者が受領するコミットメントフィー等のうち、銀行等が組成するシンジケートの貸出人として配分を受けるものについては、貸金業法第12条の8第1項の適用にあたって、利息制限法第1条に規定する利息上限の計算の基礎を、元本ではなく特定融資枠契約に基づく極度額として頂きたい。</p>	都銀懇話会	金融庁法務省	貸金業者は、利息制限法第1条に規定する金額を超える利息(みなし利息を含む。)の契約を締結してはならないとされており、貸金業者が受領する特定融資枠契約に関する法律第2条に規定する手数料は、貸金業法第12条の8第2項に規定するみなし利息に該当します。	貸金業法第12条の8・特定融資枠契約に関する法律第3条	対応不可	貸金業法第12条の8第2項は、貸金業者が利息以外の様々な名目で金銭を收受し、上限金利規制の潜脱を図ることを防止することを目的としたものであり、その趣旨・目的に鑑み、特定融資枠契約に基づき貸金業者が受領する手数料のうち、銀行等が組成するシンジケートの貸主として配分を受けるものについては、利息制限法第1条に規定する利息上限の計算の基礎を、元本ではなく特定融資枠契約に基づく極度額とすることは困難です。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への 検討 要請日	内閣府 での 回答取り まとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁	所管省庁の検討結果				規制改革 推進会議に おける再検 討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	
281129088	28年 11月29日	28年 12月19日	29年 1月31日	「特定融資枠 契約に関する 法律」が対象 とする融資契 約の範囲等 の弾力化	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・特定融資枠契約に関する法律の適用対象(以下、適格借入人)は借り手の属性により限定されている。 ・特定融資枠契約に関する法律に基づき、出資法等の適用除外となる手数料は、コミットメントライン契約に係る手数料とされている(当該契約の変更等に係る手数料を含むことが不明確)。</p> <p>【具体的要望内容】 ・借手の属性に関らず、借手保護の必要性がないことが融資契約上明らかの場合について、本法の対象とする。それが困難な場合は、少なくとも、借り手属性要件を満たさない特定融資枠契約については、利息制限法第1条の適用にあたって、利息上限の計算の基礎を元本ではなく極度額に変更して頂きたい。 ・本法の適用対象の手数料が、当該特定融資枠契約に係る変更手数料等を含むことが明確になるよう措置。</p> <p>【要望理由】 ・コミットメントライン契約は、借手の機動的な資金調達を可能とする有用な手段であるところ、借手保護の観点から、適格借入人は、一定の契約交渉力を有する大会社等や一定のSPCIに限定されている。 ・その趣旨に鑑みれば、例えば、近年ニーズが拡大しているコンストラクション・ローン(開発・建設型ファイナンス)のように、引き出しの予定時期及び金額を予め示して一定金額までの融資を約する契約などは、顧客の依頼に基づく契約であることが明らかであるため、圧力販売等の懸念がない。このように、借手保護の必要性のないことが明らかなものについては、借手の属性に係らず本法の対象とすることが適当である。 ・また、借り手属性要件を満たさない特定融資枠契約は、現行法上、利息制限法の対象となるが、借主は一方的な意思表示により極度額の範囲で自由に借入が可能であるところ、借主側の作為で極度額まで借入を行わず、結果として元本に対する実効利率が上限金利を超えた場合まで、貸主側の作為性を前提とする潜脱防止措置を適用する必要はなく、特定融資枠契約に関しては、利息制限法第1条を元本ではなく極度額に対して適用すればその趣旨は十分果たされると考える。したがって、上記措置が困難な場合には、少なくとも、借り手属性要件を満たさない特定融資枠契約については、利息制限法第1条の適用にあたって、利息上限の計算の基礎を元本ではなく極度額に変更して頂きたい。こうした枠組みは、コミットメントフィーが当該極度額を許容する(すなわち極度額が元本として引き出される可能性に対する)対価であることも整合的と考えられる。 ・また、手数料に係る第3条の文言では、本法の対象がコミットメント手数料に限定されると解釈されるところ、契約変更手数料等についても、権利付与の対価である点は同様であることから、この点を明確化する必要がある。</p>	都銀懇 話会	金融庁 法務省	特定融資枠契約に関する法律において借主の対象範囲は①大会社、②資本金が3億円を超える株式会社、③純資産額10億円を超える株式会社、④資産の流動化に使われる合同会社等である場合に限定されています。	特定融資枠契約に関する法律第2条、第3条	検討を予定	<p>特定融資枠契約に関する法律の対象範囲については、平成23年の同法改正により、純資産額10億円超の株式会社や資産の流動化のために使われる合同会社等にまで拡大しており、更なる見直しには当該改正の効果を踏まえる必要があります。</p> <p>特定融資枠契約に関する法律の借主の対象範囲を拡大することは、貸主との関係において弱い立場にある企業が過度の負担を強いられる可能性があり、こうしたことを事後チェックにより防止することは難しいことから、慎重に検討する必要があります。</p> <p>なお、特定融資枠契約に係る契約変更手数料が、特定融資枠契約に関する法律の適用対象となるか否かについては、当該手数料の性質を勘案の上、個別に検討されるべきものと考えます。</p>	
281129099	28年 11月29日	29年 1月16日	29年 3月15日	外国口座管 理機関資格 制度に係る手 続きの負担軽 減	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・社債、株式等の振替に関する法律(社振法)及び関連省令に基づき、海外金融機関等が海外投資家の対日投資に係る業を行う際に、金融庁、日本銀行、証券保管振替機構から取扱う内容に応じて承認を取得する必要がある。</p> <p>【具体的要望内容】 ・海外投資家の対日投資促進の観点から、ウェブサイトにおける情報公開、提出書類の整理など、上記資格制度に係る手続きの負担軽減についてご検討頂きたい。</p> <p>【要望理由】 ・海外投資家の対日投資に係る制度を簡素化することにより環境を整備し、海外投資家の対日投資を促進させる。</p>	都銀懇 話会	金融庁 法務省 財務省	<p>外国の金融機関等が、「社債、株式等の振替に関する法律」に基づく本邦の振替機関の振替制度に参加して、当該外国で有価証券の管理業務を行うためには、主務大臣から外国口座管理機関としての指定を受ける必要があり、当該指定を受けるための申請手続き等が「口座管理機関に関する命令」で定められています。主務大臣は、申請者である外国の金融機関等が、当該外国で有価証券の管理業務を行うための免許等を受けていること等を確認した上で、外国口座管理機関の指定を行います。</p> <p>加えて、外国口座管理機関が各振替機関の振替制度に参加するためには、取り扱う有価証券に応じて(国債については日本銀行、その他の有価証券については証券保管振替機構)、別途、各振替機関から参加の承認を受ける必要があり、当該承認を受けるための申請手続き等が各振替機関の業務規程等で定められています。各振替機関は、申請者である外国口座管理機関が当該振替制度の円滑な運営に支障を来すおそれがないこと等を確認した上で、承認を行います。</p>	社債、株式等の 振替に関する法 律第44条第1項 第13号、口座管 理機関に関する 命令第4条～第7 条 等	検討に着手	<p>外国口座管理機関の申請手続き等については、振替制度の適切な運営の確保や利用者保護に留意しつつ、ウェブサイトにおける情報公開や提出書類の整理など、手続きの負担軽減に係る検討を行います。</p>	△

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案に関する事項については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
281129111	28年11月29日	28年12月19日	29年1月31日	債権回収会社の社名表記規制の緩和	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・債権管理回収業に関する特別措置法(以下「サービサー法」)第13条第1項において、「債権回収会社は、その商号中に債権回収という文字を用いなければならない。」と定められている。</p> <p>【具体的要望内容】 ・一定要件を満たす債権回収会社については、商号中に債権回収という文字を用いることを必須としない措置を要望する。</p> <p>【要望理由】 ・本法の立法趣旨は、「不良債権の処理等を促進するため、弁護士法の特例として、債権管理回収業を法務大臣による許可制をとることによって民間業者に解禁する一方、許可に当たり、暴力団等反社会的勢力の参入を排除するための仕組みを講じるとともに、許可業者に対して必要な規制・監督を加え、債権回収過程の適正を確保しようとするもの」とされる。 ・立法当時の金融環境においては、「不良債権処理」に附随があったが、昨今においては、金融円滑化への取り組み等も含め、正常債権の段階から不良債権処理までを、債権回収会社が一貫して受託する形態にも合理性が認められる。 ・しかしながら、現行法下での顧客側の受け止めとして、正常債権の段階において、「債権回収」を称する会社と接触することへの抵抗感・不信感を抱くケースが少なからず認められ、潜在的トラブルリスクを内包していると言える。 ・従って、例えば、適切な外部委託管理態勢の構築された金融機関等から委託された債権回収のみを受託業務とする債権回収会社等、債務者保護のための一定要件を充足する債権回収会社においては、例外的に「債権回収」の文字の使用を要しないこととする措置が、本邦金融取引の健全な発展に資するものと考える。</p>	都銀懇話会	法務省	債権回収会社は、その商号中に、「債権回収」という文字を用いなければならない旨が規定されています。	債権管理回収業に関する特別措置法(平成10年法律第126号)第13条第1項	対応不可	サービサーの商号中に債権回収という文字を用いなければならないとするサービサー法第13条第1項の趣旨は、弁護士法の特例(サービサー法第1条)として特定金銭債権の管理回収を行うことを認められた許可業者とそうでないものの識別を容易にし、国民が不測の損害を被ることを防止するため、サービサー法に基づく債権回収業の許可を受けた者であることを商号上明白にすることにあります。たとえ適切な外部委託管理態勢の構築された金融機関等から委託された債権回収のみを受託業務とする債権回収会社等であっても、この趣旨は妥当することから、債権回収の文字の使用を要しないことについては、極めて慎重な検討が必要です。	
281130057	28年11月30日	28年12月19日	29年1月31日	行政書士による上陸審判手続における口頭審理(出入国管理難民認定法第10条第3項)の代理	<p>(1)法務省入国管理局は、上陸審判手続における口頭審理(出入国管理及び難民認定法(以下入管法)以下)第10条第3項の口頭審理は行政書士法第1条の3に云う「他の意見陳述」にあたるとし、(平成20年7月3日付事務連絡・法務省入国管理局審判課長発地方入管局長宛)、規制改革のための3ヶ年計画(平成21年3月31日閣議決定)において「上陸口頭審理手続における代理を業とすることについて、…(中略)…紛争がない事案については、『聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続』についての代理を行政書士の業務とすることを認めた行政書士法第1条の3第1項第1号の趣旨を没却することにならないよう、特に慎重な配慮が必要であるから、この趣旨を適切に関係者に通知する。」とされた。</p> <p>しかしながら、実際の上陸審判手続では「紛争性がある」、「友人としての立会人なら可」等、諸々の理由を挙げて、行政書士による口頭審理の代理を認めない事態が散見される。ここで制限されるのは不利益処分の前提となる法の適用・解釈を入国管理局と争う場合であって、それ以外を制限されるものでない。上陸審判要領等に明記し、手続での混乱を回避される措置をされた。</p> <p>(2)次に、改正行政書士法第1条の3第2号が規定する行政書士(以下、特定行政書士という。)、は、上陸審判手続において何らの留保なしに代理できることを、上陸審判要領等で明記すべきである。ただし、改正行政書士法第1条の3第1項第1号が規定する意見陳述のための手続(不利益処分等)がなされる前の手続)と、同項第2号が規定する「不服申立手続(不利益処分が為された後の手続)と比較考慮すれば、第2号の「不服申立」手続が弁護士法第72条の制限が設けられていないことから、紛争性が高いのは自明である。後者の代理が認められる特定行政書士が、前者の手続を代理するにつき同1号括弧書きが適用されないのは当然である。</p> <p>しかし、今日においても、改正行政書士法の趣旨に従った措置はとられていない。この点、改善を求める。</p>	鳩田・山田行政書士事務所	法務省	行政書士法第1条の3第1項第1号に関し、行政書士が、上陸口頭審理手続における代理を業とすることについては、弁護士法第72条との関係が問題となるところ。申請者において、上陸のための条件に適合していないことについて争うなど、紛争性のある事案に係る口頭審理手続に行政書士が代理人として参画することは、弁護士法第72条に抵触することとなるため、行政書士が当該口頭審理手続に業として参画することは認められません。	入管法第10条、行政書士法第1条の3、弁護士法第72条	その他	<p>(1)左記「制度の現状」の内容について、地方局に対し平成21年1月7日付け事務連絡を发出しているほか、同意旨を一層周知する目的で、地方局に対し平成21年3月13日付けで再度事務連絡を发出しているところです。</p> <p>(2)入管法第10条に規定する上陸口頭審理手続において、行政書士法第1条の3第1項第2号により、特定行政書士が代理業務を行うことについては、関係法令の解釈の在り方を含め、慎重な対応が必要とされているところです。</p>	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する事項(提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への 検討 要請日	内閣府 での 回答取り まとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁	所管省庁の検討結果			規制改革 推進会議に おける再検 討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の 分類	
281130058	28年 11月30日	28年 12月19日	29年 1月31日	行政書士による留資格取消手続における意見聴取	(1)在留資格取消手続における意見聴取は、不利益処分である在留資格取消処分(出入国管理及び難民認定法(以下、入管法という。))第22条の4、第6項を前提とする「意見陳述のための手続」(改称行政書士法(以下、行書法という。))第1条の3第12項第1号)である。したがって、行書法第1条の3第1項第1号の括弧書に該当する場合を除き、代理することができる。 ところが、法務省入国管理局が保有する行政文書である「入国・在留審査要領」によれば、在留資格取消対象者の代理人には、「弁護士以外の者が、業として被聴取者の代理人としての活動を行うことは、弁護士法第72条に抵触するおそれが高い。したがって、弁護士以外の者が、代理人として意見聴取期日に出席し、意見聴取に業として参加することを認めることは適当ではない。」(「入国・在留資格審査要領第10編の2、11ページ」とし、現に、行政書士が被聴取者の代理人となることを認めない。利害関係人の代理も同じである。 しかしながら、行書法第1条の3第1項第1号括弧書で制限されるのは、法の適用・解釈を争う場合のみであって、少なくとも一般的に禁止するのは違法である。 そもそも、在留審査手続に関し、行政書士は申請取次者として関与し、その量、質ともに他の士業の追従を許さない。平成元年以来26余年、申請取次制度の発展と入管行政の円滑な推進に寄与して来ている行政書士を一律に排除すること自体、円滑な入管行政の推進に逆行するものである。「入国・在留審査要領」等の改正を行われない。 (2)次に、改正行政書士法第1条の3第2号が規定する行政書士(以下、特定行政書士という。))は、在留資格取消手続において何らの留保なしに代理できることを、在留審査要領等で明記すべきである。 ただし、改正行政書士法第1条の3第1項第1号が規定する意見陳述のための手続(不利益処分等がなされる前の手続)と、同項第2号が規定する「不服申立手続」(不利益処分が為された後の手続)と比較考量すれば、第2号の「不服申立」手続が弁護士法第72条の制限が設けられていないことから、紛争性が高いのは自明である。後者の代理が認められる特定行政書士が、前者の手続を代理するにつき同1号括弧書が適用されないのは当然である。しかし、今日においても、改正行政書士法の趣旨に従った措置はとられていない。この点、改善を求める。	姫田・山田行政書士事務所	法務省	在留資格取消手続において、法第22条の4第3項に定める意見の聴取について、同条第4項において、代理人はその期日に出席し、意見を述べ、及び証拠を提出することができるものと規定されています。 この点に関し、入国・在留審査要領第10編の2)においては、「弁護士以外の者が、業として被聴取者の代理人としての活動を行うことは、弁護士法第72条に抵触するおそれが高い。したがって、弁護士以外の者が、代理人として意見聴取期日に出席し、意見聴取に業として参加することを認めることは適当ではない。」と規定しています。 在留資格取消手続は、偽りその他不正の手段により上陸許可等を受けたり、正当な理由がなく現に有する在留資格に該当する活動を行うことなく一定期間が経過しているなどの者について、当該者が有する在留期間が満了する前に現に有する在留資格を取り消す手続であり、一般的に紛争性を有するものと考えられることから、これを弁護士以外の者が、代理人として意見聴取期日に出席し、意見聴取に業として参加することは、弁護士法第72条に抵触するおそれが高いものとしているものです。	出入国管理及び難民認定法第22条の4第3項、同条第4項、行政書士法第1条の3、弁護士法第72条	その他	「制度の現状」の記載のとおり理由から、在留資格取消手続において、弁護士以外の者が、代理人として意見聴取期日に出席し、意見聴取に業として参加することは、弁護士法第72条に抵触するおそれが高いものと考えていますが、関係法令の解釈の在り方を含め、慎重な対応が必要とされているところです。
281130059	28年 11月30日	28年 12月19日	29年 1月31日	行政書士による違反審判手続における口頭審理	(1)違反審判手続における口頭審理(出入国管理及び難民認定法(以下入管法という。))第48条)は、行政書士に代理が認められる(平成20年7月3日付事務連絡・法務省入国管理局審判課長発地方入国管理局長宛、規制改革の3ヶ年計画(平成21年3月31日閣議決定)、入管法第48条第5項により、入管法第10条第3項準用)。 しかしながら、実際の違反審判手続では「紛争性がある」、「友人としての立会人なら可」等、諸々の理由を挙げて、行政書士による口頭審理の代理を認めない事態が散見される。ここで制限されるのは不利益処分の前提となる法の適用・解釈を入国管理局と争う場合であって、それ以外は制限されるものでない。違反審判要領等に明記し、手続での混乱を回避される措置をされたい。 (2)次に、改正行政書士法第1条の3第2号が規定する行政書士(以下、特定行政書士という。))は、違反審判手続において何らの留保なしに代理できることを、違反審判要領等で明記すべきである。 ただし、改正行政書士法第1条の3第1項第1号が規定する意見陳述のための手続(不利益処分等がなされる前の手続)と、同項第2号が規定する「不服申立手続」(不利益処分が為された後の手続)と比較考量すれば、第2号の「不服申立」手続が弁護士法第72条の制限が設けられていないことから、紛争性が高いのは自明である。後者の代理が認められる特定行政書士が、前者の手続を代理するにつき同1号括弧書が適用されないのは当然である。 しかし、今日においても、改正行政書士法の趣旨に従った措置はとられていない。この点、改善を求める。	姫田・山田行政書士事務所	法務省	行政書士法第1条の3第1項第1号に関し、退去強制手続のうちの口頭審理手続における代理を業とすることについては、退去強制事由に該当するときの入国審査官の認定の通知を受けた容疑者が、当該認定に異議があるときに特別審判官に対し口頭審理の請求をし、それを受けて行われる手続であることから、紛争性があるものであり、したがって、口頭審理の代理人としての事務は、弁護士法第72条に抵触することとなるため、行政書士が当該口頭審理手続に業として参画することは認められせん。 また、出入国管理及び難民認定法(以下、「入管法」という。))第48条第5項に規定する違反口頭審理における立会人については、何の資格も要求されず、「親族又は知人」に該当する場合に立会いが認められているところ、行政書士が同項に規定する「親族又は知人」に該当する場合には、親族又は知人として違反口頭審理における立会いを行うことは差し支えないこととしています。	入管法第45条、第47条、第48条、行政書士法第1条の3、弁護士法第72条	その他	(1)左記「制度の現状」の内容は、地方局に対し平成21年1月7日付け事務連絡を发出しているほか、同趣旨を一層周知する目的で、地方局に対し平成21年3月13日付けで再度事務連絡を发出しているところです。 (2)入管法第48条に規定する違反口頭審理手続において、行政書士法第1条の3第1項第2号により、特定行政書士が代理業務を行うことについては、関係法令の解釈の在り方を含め、慎重な対応が必要とされているところです。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案についての再検討については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
△:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
281130064	28年11月30日	28年12月19日	29年1月31日	後見人に対し後見監督を行う事務のIT導入による効率化。	私は親族の法定後見人をしている者です。今年、家庭裁判所から呼び出され、後見監督人を付けるとの話がありました。 後見人が、被後見人の財産を着服するニュースが多いので、裁判官もその対策を行っているのではあると思いますが、少数の悪人の為に、大勢の善良な後見人が、ただでさえ煩雑な事務を、非効率な書類提出回数増加要求で無駄な作業をさせられるのはかたがたです。後見監督業務をより厳格にやる事自体は、社会情勢から致し方ないと思いますが、最近のIT技術を大胆に導入して事務の効率化を行って欲しいと思います。 現在の金融取引に使われている技術でも、後見監督業務に大いに役立ちそうな技術が幾つもあるので、それを導入する事で、後見事務、後見監督事務が、大幅に効率化される事が見込まれます。例えば、クレジットカード会社による、利用履歴を利用して「通常ではない金銭移動」を検出すると、利用者(口座の所有者)に「警告 mail」を出す技術などは、被後見人の複数の口座を常時監視し、通常と異なる動き(引出し)があると判断した時、家裁なり後見監督を行っている部署、或いは outsourcing している民間会社にメールを出す様にすれば、ほぼ real time で管理できると思われます。 又、銀行の online 取引などで用いる、本人確認の為に2重認証技術を応用すれば、一定額以上の引出しに対しては、後見人の認証(onlineでもofflineでも)と、家裁の認証の2つが必要となる様にすれば、高額引出しが常に家裁の承認の下で行われる事になり、多額の着服に対し、大きな抑止力になると思われます。 更に、MyNumber の内、企業向けの番号を利用すれば、送金先企業が番号によって online で特定でき、送金目的を自動でチェックできる可能性があり、比較的少額の送金に関しても、機械によるきめ細かな判断ができる様になるかも知れません。 家庭裁判所などの、手作業の定型事務処理を廃止し、人間が関わるのは、調査と最終判断部分だけにすれば、後見監督事務にとどまらず、後見人の事務作業も大きく効率を上げることができると思われます。 直ちに制度変更を行うのは無理があるかも知れませんが、少なくとも、上記の様な事を可能とする研究を具体化させる予算確保が必要と思われます。	個人	法務省	民法上、後見監督は、家庭裁判所及び後見監督人において行うこととされていますので、その運用の在り方については、第一次的には家庭裁判所が判断すべき事柄です。	民法第863条	現行制度下で対応可能	当省としては、民法を所管する立場から、成年後見制度利用促進法に基づき設置された利用促進委員会の議論を踏まえながら、不正防止の充実と利用者の利便性の向上の両立を図るための後見監督の在り方について、最高裁判所等における検討に、必要な協力をしてまいります。	
281130077	28年11月30日	28年12月19日	29年1月31日	在留資格「高度専門職1号」での複数企業の経営活動の振興	複数企業の経営活動に従事しようとする場合、在留資格「高度専門職1号」は、在留資格「経営・管理」と異なり、「関連する事業」の経営活動にのみ従事することができるとされているので、相互に事業内容が関連しない複数企業の経営活動に従事することができない。すなわち、在留資格「経営・管理」の付与を受けて経営活動に従事する場合は、経営する甲社、乙社の事業内容の関連性は不要なため、ソフトウェア開発を行う甲社、レストランを営む乙社の経営活動に従事することができない。これに対して、在留資格「高度専門職1号」の付与を受けて経営活動に従事する場合は、甲社と乙社の事業内容に関連性が求められるため、甲社と乙社の経営活動に従事することはできない。「高度専門職」が想定している高度人材たる外国人経営者は、多角的に事業を営む者も少なくなく、現在の在留資格「高度専門職1号」はこのような者が高度人材として在留する場合の障壁となっている。	個人	法務省	「高度専門職」の在留資格の活動内容については、出入国管理及び難民認定法別表第一の二	出入国管理及び難民認定法別表第一の二	事実誤認	出入国管理及び難民認定法別表第2の2の表の「高度専門職」の項の下欄第1号に規定されている「当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動」とは、主たる活動として指定された会社の役員として活動している者が同種同業の他社の社外取締役を兼任したり、特定された会社以外に子会社を設立して経営するといった活動を想定しています。なお、資格外活動許可を受けることにより、指定された機関以外の機関において、主たる経営活動と関連性のない経営活動を行うことは可能です。	
281202002	28年12月2日	29年1月16日	29年1月31日	在留資格「高度専門職1号」における提出資料の簡略化	在留資格「高度専門職1号」の申請を行う際は、70ポイント以上であることを立証する資料に加えて、これになる在留資格に係る資料の提出も必要とされている。たとえば、在留資格「経営・管理」を有する会社の経営者が、70ポイント以上であるとして、在留資格「高度専門職1号」を取得しようとする場合、「高度専門職1号」に関する提出資料(70ポイント以上であることを立証する資料)に加えて、「経営・管理」に関する資料の提出も必要とされている。70ポイント以上であることを立証する資料以外の「経営・管理」に係る提出資料は、事業計画書、従業員の賃金支払に関する文書、従業員の住民票・在留カードなどがあるが、これらの資料は「経営・管理」の取得時にすでに提出済みであり、重ねてその提出を求める必要性が低いと考える。特に、「経営・管理」の付与を受けてから日が浅い場合(「経営・管理」の更新をしてからまだ数か月の場合など)や過去の職歴で経歴要件を立証したような場合(何度も過去の職場から在職証明を取得するのは容易ではない。)は、申請人の負担が大きい。 高度人材の受け入れを促進する観点から、申請手続きはより簡略であることが望ましいと考える。	日本行政書士会連合会	法務省	「高度専門職1号」の申請を行う際に必要な提出書類については、出入国管理及び難民認定法施行規則別表第3に定められています。	出入国管理及び難民認定法施行規則別表第3	現行制度下で対応可能	過去の申請における資料を転用することを希望する場合には、当該過去の申請及び資料を特定した届出書を提出いただくことにより、申請を受け付けることが可能です。ただし、資料の転用が適当でない場合には、後日、追加資料の提出を求める場合があります。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案に関する事項については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への 検討 要請日	内閣府 での 回答取り まとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁	所管省庁の検討結果				規制改革 推進会議に おける再検 討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	
281214003	28年 12月14日	29年 1月16日	29年 3月15日	海外発行カード対応ATMでの引出手数料に関する利息制限法等の緩和	海外発行カード対応ATMでの引出手数料を柔軟に設定できるようにするため、海外カードによる取引について、利息制限法等で定めるATM利用料の上限の例外とする。 【提案理由】 ○「利息制限法施行令」および「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律施行令」において、利息とみなされないATM利用料の上限は、1万円以下の額108円、1万円を超える額216円と定められている。 ○国内銀行のATMにおいて、海外発行のクレジットカードやキャッシュカードを利用する場合、国際カードブランドのATMネットワークや、当該ネットワークと自らのシステムを併用する国内クレジットカード会社への手数料が発生する。 ○これらの手数料は、利息制限法等で定めるATM利用料の上限を上回る場合が多く、それが海外発行カード対応ATMの設置を抑制している。国内銀行の海外発行カードの引出手数料を、ATM利用料の上限の例外(対象外とするもしくは別途上限を設ける)とすれば、より柔軟な手数料設定が可能となり、海外発行カード対応ATMの増加、訪日外国人観光客の利便性向上に繋がる。	(一社)全 国地方 銀行協 会	金融庁 法務省	出資法上の貸付け及び利息制限法上の営業的金銭消費貸借において、利息とみなされない現金自動支払機その他の機械の利用料の範囲は、現金自動支払機その他の機械を利用して受け取り、又は支払う金額が1万円以下の場合は108円、1万円を超える場合は216円までとされておりす。	利息制限法施行令第2条、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律施行令第2条	その他	海外発行のクレジットカードやキャッシュカードを国内銀行のATMで利用する場合の手数料の扱いについては、実態を踏まえた上で、制度の趣旨や訪日観光客の利便性向上の観点も勘案し、検討する考えです。	△
281219004	28年 12月19日	29年 1月16日	29年 1月31日	民事執行法に基づく不動産競売における対面・書面原則の見直し	【具体的内容】 民事執行法に基づく不動産競売の入札の方法は、入札書を執行官に直接差し出す方法と郵便もしくは信書便により送付する方法に限定されている。また、次順位買受けの申出は、開札期日において執行官に対して行う必要がある。これらを見直し、インターネットを通じて入札を行えるようにしていただきたい。 【提案理由】 (a)民事執行法に基づく不動産競売の売却物件の情報は、インターネット上の「BIT」という不動産競売物件情報サイトで公開されている。しかし、入札の方法は、入札書を執行官に直接差し出す方法と郵便もしくは信書便により送付する方法に限定されている。また、次順位買受けの申出は、開札期日において執行官に対して行う必要がある。このような規制により、一連の手続きをインターネットを通じて行うことができない状況にある。 (b)国税徴収法に基づく公売は、10年以上前から民間事業者の提供するシステムを用いてインターネットを通じて入札を行うことが可能となっており、現在まで1000以上の自治体により手続が実施されてきている。全国から簡単に入札に参加できるようになったため、落札率・落札価格が上昇し、収収の増加に繋がっているといわれている。また、民間の創意工夫により構築されたシステムを利用することで、担当者にかかる公表公告・入札者の管理・落札者の決定等の事務手続にかかる工数・負荷も軽減され、公売会場の運営も不要となっている。 民事執行法に基づく不動産競売においても同様の方法を可能とすることで、全国から「いつでも」「その場で」「手間なく」入札に参加できるようになり、人や商品が多く集まる活気あるマーケットの中で活発な取引が行われ、裁判所が関与する形での競売が健全な形で活性化される。これにより、債権者にとってより多くの額の債権回収が期待できる。あわせて、不動産競売に関する事務手続にかかる工数・負担の軽減による、コストの削減も期待できる。 (c)裁判所が関与する形での競売の健全な活性化が実現し、債権者にとってより多くの額の債権回収、不動産競売に関する事務手続にかかる工数・負荷の軽減が期待できる。	(一社)日 本経済 団体連 合会	法務省	裁判所では、インターネット上で、不動産競売物件情報サイト(http://bit.sikkou.jp)を運営しており、競売事件を取り扱う全ての裁判所の競売物件に関する情報(物件明細書、現況調査報告書及び評価書を含む)を閲覧することができます。同サイトを通じて買受けの申出を行うことはできません。	民事執行法第62条第2項、第64条第1項、民事執行規則第4条第3項第2号、第38条、第49条	対応不可	現行の不動産競売物件情報サイトを通じての買受けの申出を可能とするためには、システム改修等、その運用を可能とするための相応の措置が必要となることと想定されます。また、インターネットが利用できる環境にない者へ入札の機会を等しく保障するとの観点から同一の物件について現行の入札方法を併存させる場合には、競売手続が複雑化し、手続費用も増大するおそれがあります。さらに、インターネットを通じての買受けの申出を可能とした場合でも、入札者が法人であるときには、代表者の資格証明書は別途提出してもらう必要がある等、買受希望者が行うこととなる事務の軽減にはつながらないと考えられるほか、入札人の入札資格を審査する手続として、他のインターネット公売手続と同様、買受申込期間とは別に、あらかじめ参加申込期間を設けるとすると、現在よりも競売手続が相当遅延するものと見込まれます。このように、インターネットを通じての買受けの申出を可能とするためには、入札人の負担増加に対する配慮とともに、競売手続の適正さ・円滑さを確保するという要請との関係を踏まえた極めて慎重な検討が必要であると考えられます。	